

(資料2)

居宅介護支援契約書

_____ (以下、「利用者」といいます) と 洛和会音羽リハビリテーション病院居宅介護支援事業所(居宅介護支援事業)(以下、「事業所」といいます)を運営する 医療法人社団洛和会(以下、「事業者」といいます)は、利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は、新しい要介護認定の有効期間満了日までとし、自動更新します。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。
(1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族(以下、「利用者等」といいます)に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
(2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者等に適正に提供し、サービスの選択を求めます。
(3) 利用者等は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。
(4) 利用者等は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
(5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
(6) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者等に説明し、利用者等から文書による同意を受け交付します。
(7) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。
(1) 利用者等と連絡をとり利用者の自宅を毎月訪問し、経過の把握に努めます。

(2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

(3) 利用者の状態について定期的に評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所の支援)

第6条 事業者は、利用者等が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者等に介護保険施設の紹介その他の必要な支援を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会等の当該機関に提出します。

(要介護認定にかかわる援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者等が希望する場合は要介護認定の申請を利用者等に代わって行います。

(身分証携行義務)

第10条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定及び内容は、重要事項説明書第7項及び利用料金表のとおりです。

(身元保証人の責務)

第12条 事業者は、契約に際し利用者に対して身元保証人を求めます。

2. 身元保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と同帯して履行の責任を負います。

3. 身元保証人が保証する極度額を50,000円と定めます。

(サービスの提供の記録)

第13条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつける事とし、これをこの契約の終了後5年間保存します。

2. 利用者等は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の閲覧および複写物の交付を情報開示マニュアルに沿って受ける事が可能です。

3. 第19条又は第20条第1項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(個人情報取り扱い)

第14条 事業者は、事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を予め文書により得るものとします。

(秘密保持)

第15条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者等からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者等の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(損害賠償)

第17条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(契約の終了)

第18条 次の事由に該当した場合はその当該期日にて、この契約は終了とします。

(1) 契約期間満了日の7日前までに、利用者が事業者へ解約を文書で通知した場合

(2) 第19条に規定されている事由により、利用者が事業者へ解約を通知した場合

(3) 第20条第1項に規定されている事由により、事業者が利用者へ解約を文書で通知した場合

(4) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(5) 利用者の要介護状態区分が、要支援1もしくは要支援2と認定された場合

(6) 利用者の要介護状態区分が、自立と認定された場合

(7) 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合

(8) 利用者が死亡した場合

(9) 利用者が要介護認定の有効期間が満了し、更新申請されない場合

2 前第4号、第5号及び第7号に該当する場合については、契約終了後1年以内に、サービスを再利用する事について、事業者と利用者間で合意した場合は、終了時の契約書を有効とします。なお、再利用時に、重要事項説明書の内容等が変更されている場合は説明し交付します。

(利用者の解約)

第19条 利用者は、事業者に対して契約終了希望日の7日前までに通知する事により、この契約を解約する事が出来ます。なお、この場合事業者は利用者等に対し、文書による通知を求める事が出来ます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

(事業者の解約)

第20条 次の事由に該当した場合、事業者は利用者等に対し30日間の予告期間において、文書で通知する事により、この契約を解除する事が出来ます。

(1) サービスを提供する事が出来ない、やむを得ない事情がある場合

(2) 利用者等が事業者やサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為や迷惑行為、職員がおこなう支援を妨げる行為等を行った場合

(3) 利用者の介護保険料滞納により法定代理受領が出来ず、かつ2ヶ月以上居宅サービス計画費が未納の場合

2. 事業者は、契約の解約又は終了に際しては、利用者等が指定する他の居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(善管注意義務)

第21条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第22条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を遂行するものとします。

2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。